第２号様式（その４）（第７条関係）

整　備　基　準　適　合　表（道　路（県道の特定道路に限る。））

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 公共的施設（路線）の　名　称 |  | 公共的施設（路線）の所在地 |  |
| 延長距離、幅員等 | 　延長距離　　　　　　　ｍ　　　　全幅員　　　　　　　ｍ |
|  |
| 整　備　部　分　・整　備　項　目　 | 整　備　基　準 | 記載図面の名称及び番号 | 整備内容 | 適合状況 | ※判定欄 |
| １　歩　道　等 |
|  | (1)　道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、原則として歩道を設置 | （歩道の有無）　 有 ・ 無 | 適否 |  |
| (2)　有効幅員 | イ　有効幅員は、原則として道路の構造基準を定めた三重県が管理する県道の整備に関する条例の規定に準じ、次の値以上（歩道）・　歩行者交通量の多いもの：3.5m・　その他のもの：2.0m（自転車歩行者道）・　歩行者交通量の多いもの：4.0m・　その他のもの：3.0m |  |  (有効幅員)㎝※道路の区分(歩道等の区分)□歩道□自転車歩行者道(交通量)□歩行者交通量の多い道路□その他の道路 | 適否 |  |
| ロ　歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障がい者等の交通の状況を考慮して定めること。 | (高齢者、障がい者等の交通量)多・普通・少 |
|  | (3)　舗装の構造 | イ　雨水を浸透させる構造（やむを得ない場合を除く。） |  | (講じた措置） | 適否 |  |
|  |  | ロ　平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ |  | （仕上げ） | 適否 |  |
|  | (4)　 勾配 | イ　縦断勾配は5％以下（やむを得ない場合は8％以下） |  | （縦断勾配）　　　　　　 ％ | 適否 |  |
|  |  | ロ　横断勾配は1％以下（車両乗り入れ部を除く。また、やむを得ない場合は2％以下。） |  | （横断勾配）　　　　　　 ％ | 適否 |  |
|  |  | ハ　すりつけ勾配は5％以下（やむを得ない場合は8％以下） |  | (すりつけ勾配)　　　 　％ | 適否 |  |
|  | (5)　歩道等と車道等の分離 | イ　歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設置 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
|  |  | ロ　歩道等の縁石の車道等に対する高さは15cm以上とし、歩道等の構造・交通・土地利用等を考慮 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
|  |  | ハ　必要な場合、車道等の間に植樹帯、並木・柵を設置 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
|  | (6)　歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さ | イ　高さは原則として5cmを標準（交差点等に接続する歩道等の部分を除く。）（乗合自動車停留所・車両乗入れ部の状況等を考慮） |  | （歩道等の高さ） ㎝ | 適否 |  |
| (7)　交差点又は横断歩道に接続する歩道等の部分 | イ　縁端は車道等より高くし、段差は2cm以下 | (段差) ㎝ | 適否 |  |
|  | ロ　イの段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が転回できる構造 |  | (講じた措置) | 適否 |  |
| (8)　(2)にかかわらず、車両乗入れ部のうち、(4)のロの勾配の基準を満たす部分の有効幅員は原則として200cm以上 | (有効幅員) ㎝ | 適否 |  |
|  | (9)　歩道等内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝蓋を設置 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
| ２　立体横断施設 |
|  | (1)　高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要な箇所に立体横断施設を設置 | （立体横断施設)有 ・ 無 | 適否 |  |
|  | (2)　エレベーター次に定める構造のエレベーターを設置（昇降の高さが低い場合、やむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。） | イ　かごの内のり幅・内のり奥行きは、それぞれ150cm以上 |  | （幅）　　 　㎝（奥行き）　　　　　 ㎝ | 適否 |  |
| ロ　イにかかわらず、出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるもの（出入口の開閉を音声で知らせる装置があるものに限る。）は、内のり幅140cm以上、内のり奥行き135cm以上 | （幅）　　　　　　㎝（奥行き）　　　　　　㎝ | 適否 |  |
|  | ハ　出入口の有効幅員は、イのエレベーター90cm以上、ロのエレベーター80cm以上 |  | （有効幅員）　　　　　　㎝ | 適否 |  |
|  | ニ　かご内に鏡の設置（ロのエレベーターを除く。） |  | （鏡）有 ・ 無 | 適否 |  |
|  |  | ホ　かご外からかご内が確認できる構造 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
|  |  | ヘ　かご内の側面に手すりを設置 |  | （手すり）有 ・ 無 | 適否 |  |
|  |  | ト　出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設置 |  | （機能の有無）有 ・ 無 | 適否 |  |
|  |  | チ　かご内に停止予定階・現在位置の表示装置を設置 |  | （装置の有無）有 ・ 無 | 適否 |  |
|  |  | リ　かご内に到着階、戸の閉鎖を音声で知らせる装置を設置 |  | （装置の有無）有 ・ 無 | 適否 |  |
|  |  | ヌ　かご内・乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置 |  | （装置の位置）適 ・ 不適 | 適否 |  |
|  |  | ル　かご内・乗降ロビーの制御装置（ヌの制御装置を除く。）は、視覚障がい者が円滑に操作可能 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
|  |  | ヲ　乗降ロビーの幅・奥行きはそれぞれ150cm以上 |  | (幅）　　　 ㎝(奥行き）　　　　　　㎝ | 適否 |  |
| ワ　停止階が3以上のエレベーターの乗降ロビーには、昇降方向を音声で知らせる装置を設置（かご内に出入口の戸が開いた時に昇降方向を音声で知らせる装置がある場合を除く。） | （装置の有無）有 ・ 無 | 適否 |  |
| (3)　傾斜路 | イ　有効幅員は200cm以上（やむを得ない場合は100cm以上） |  | （有効幅員）　　　　　㎝ | 適否 |  |
| ロ　縦断勾配は5％以下（やむを得ない場合は8％以下） | (縦断勾配)　　　　　　％ | 適否 |  |
|  | ハ　横断勾配は、設けない。 |  | （勾配の有無）有 ・ 無 | 適否 |  |
|  |  | ニ　二段式の手すりを両側に設置 |  | （設備の有無）有 ・ 無 | 適否 |  |
|  |  | ホ　手すりの端部に、傾斜路の通ずる場所を示す点字を設置 |  | （点字）有 ・ 無 | 適否 |  |
|  |  | ヘ　路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ |  | （仕上げ） | 適否 |  |
| ト　傾斜路の勾配部分は識別が容易 | （講じた措置） | 適否 |  |
|  |  | チ　両側に立ち上げ・柵等を設置（側面が壁面の場合を除く。） |  | （講じた措置） | 適否 |  |
|  |  | リ　傾斜路下面と歩道等の路面との間が250cm以下で、進入を防ぐため必要な場合、柵等を設置 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
|  |  | ヌ　高さが75cmを超える傾斜路は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置 |  | （傾斜路の高さ)　　　　　 ㎝（踊り場の有無)　有 ・ 無 | 適否 |  |
|  | (4)　エスカレーター　エレベーターのほか、高齢者、障がい者等の交通の状況により必要がある場合は、次に定める構造のエスカレーターを設置 | イ　上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置 |  | (講じた措置)専用 ・ その他 | 適否 |  |
| ロ　踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい。 | （仕上げ） | 適否 |  |
| ハ　昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある | （講じた措置） | 適否 |  |
| ニ　踏み段相互の境界の識別が容易 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ホ　くし板と踏み段との境界の識別が容易 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ヘ　エスカレーターの上下端に近接する歩道等の路面に進入の可否を表示 | （表示の有無）有 ・ 無 | 適否 |  |
| ト　踏み段の有効幅員は100㎝以上。歩行者の交通量が少ない場合は60㎝以上 | (有効幅員)㎝ | 適否 |  |
|  | (5)　通路 | イ　有効幅員は200㎝以上（地下横断歩道は300㎝以上）とし、当該通路の高齢者、障がい者等の通行の状況を考慮 |  | (有効幅員)㎝ | 適否 |  |
| ロ　縦断・横断勾配は設けない（やむを得ない場合又は路面の排水のため必要な場合を除く。） | （講じた措置） | 適否 |  |
| ハ　二段式の手すりを両側に設置 | （設備の有無）有 ・ 無 | 適否 |  |
| ニ　手すりの端部に、通路の通ずる場所を示す点字を設置 | （点字）有 ・ 無 | 適否 |  |
| ホ　路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ | （仕上げ） | 適否 |  |
| ヘ　両側に立ち上げ・柵等を設置（側面が壁面の場合を除く。） | （講じた措置） | 適否 |  |
|  | (6)　階段 | イ　有効幅員は150cm以上 |  | （有効幅員）　　　　　　㎝ | 適否 |  |
| ロ　二段式の手すりを両側に設置 | （設備の有無）有 ・ 無 | 適否 |  |
| ハ　手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を設置 | （点字）有 ・ 無 | 適否 |  |
| ニ　回り段を設けない（やむを得ない場合を除く。）。 | （回り段）有 ・ 無 | 適否 |  |
| ホ　踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ | （仕上げ材） | 適否 |  |
| ヘ　両側に立ち上げ・柵等を設置（側面が壁面の場合を除く。） | （講じた措置） | 適否 |  |
| ト　段が識別しやすく、段鼻の突き出し等つまずきの原因となるものがない。 | （講じた措置） | 適否 |  |
| チ　階段下面と歩道等の路面との間が250cm以下で、進入を防ぐため必要な場合、柵等を設置 | （講じた措置） | 適否 |  |
| リ　階段の高さが300cmを超える場合には、その途中に踊り場を設置 | （高さ）　　㎝（踊り場)有 ・ 無 | 適否 |  |
| ヌ　踊り場の踏幅は、直階段の場合は120cm以上、その他の場合は当該階段の幅員の値以上 | （階段の種類）直階段・その他（踏幅）　　㎝ | 適否 |  |
| ３ 乗合自動車停留所 |
|  | (1)　乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは15cmを標準 |  | （高さ）㎝ | 適否 |  |
|  | (2)　ベンチ及びその上屋を設置（それらを代替する施設が既にある場合又はやむを得ない場合を除く。） |  | （講じた措置） | 適否 |  |
| ４　自動車駐車場 |
|  | (1)　車いす使用者用駐車区画の設置数 | 全駐車台数が200以下の場合は50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設置 |  | （全駐車台数）　台（設置台数）　　　　　台 | 適否 |  |
| (2)車いす使用者用駐車区画 | イ　車いす使用者用駐車区画は、歩行者の出入口に最も近い位置に設置 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
|  | ロ　区画の幅は350cm以上 |  | （区画の幅）　　　　　　㎝ | 適否 |  |
|  | ハ　車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
| (3)　車いす使用者用停車施設自動車の出入口又は車いす使用者用駐車区画を設ける階には、車いす使用者用停車施設を設置(やむを得ない場合は除く。) | イ　車いす使用者用停車施設は、歩行者の出入口に最も近い位置に設置 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
| ロ　有効幅員及び有効奥行きは、それぞれ150cm以上とする等車いす使用者が安全かつ円滑に乗降できる構造 | （幅員）　 ㎝（奥行き）　　　　　 ㎝（その他講じた措置） | 適否 |  |
|  | ハ　車いす使用者用停車施設であることを立て看板等見やすい方法により標示 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
| (4)　歩行者の出入口次に定める構造とする。（当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口は除く。） | イ　有効幅員は90cm以上（駐車場外へ通ずる1以上の歩行者の出入口の有効幅員は120cm以上） |  | （幅員)　 　 ㎝(120cm以上の出入口数）　 　　　箇所 | 適否 |  |
|  | ロ　有効幅員120cm以上の歩行者出入口に戸を設ける場合、1以上は自動的に開閉し、その他は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
|  | ハ　車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 |  | （支障となる段）有 ・ 無 | 適否 |  |
|  | (5)　通路歩行者出入口から車いす使用者用駐車区画に至る通路のうち1以上は、次に定める構造 | イ　有効幅員は200cm以上 |  | （有効幅員）　　　　　　㎝ | 適否 |  |
|  | ロ　車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 | （支障となる段）有 ・ 無 | 適否 |  |
|  | ハ　路面は、平坦で、かつ、滑りにくい仕上げ |  | （仕上げ） | 適否 |  |
| (6)　エレベーター | 車いす使用者用駐車区画が設けられている階に歩行者出入口がない場合、エレベーターを設置（やむを得ない場合は、エレベーターに代え傾斜路の設置でも可。） |  | (ＥＶの有無)有 ・ 無(その他講じた措置) | 適否 |  |
|  |
| イ　エレベーターのうち1以上は、歩行者出入口に近接して設置 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ロ　イ以外のエレベーター | ２の(2)のイ　かごの内のり幅・内のり奥行きは、それぞれ150cm以上 | （幅) 　 　 ㎝（奥行き）　　　　　　㎝ | 適否 |  |
| ２の(2)のロ　２の(2)のイにかかわらず、出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるもの（出入口の開閉を音声で知らせるものに限る。）は、内のり幅140cm以上、内のり奥行き135cm以上 | （幅) 　 　 ㎝（奥行き）　　　　　　㎝ | 適否 |  |
| ２の(2)のハ　出入口の有効幅員は、２の(2)のイのエレベーター90cm以上、ロのエレベーター80cm以上 | （有効幅員）　　　　　　㎝ | 適否 |  |
| ２の(2)のニ　かご内に鏡を設置（２の(2)のロのエレベーターを除く。） | （設備の有無）有 ・ 無 | 適否 |  |
| ハ　イに規定するエレベーター | ２の(2)のイ　かごの内のり幅・内のり奥行きは、それぞれ150cm以上 |  | （幅） 　㎝（奥行き）　　　　　㎝ | 適否 |  |
| ２の(2)のロ　２の(2)のイにかかわらず、出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるもの（出入口の開閉を音声で知らせるものに限る。）は、内のり幅140cm以上、内のり奥行き135cm以上 | （幅） 　㎝（奥行き）　　　　　　㎝ | 適否 |  |
| ２の(2)のハ　出入口の有効幅員は、２の(2)のイのエレベーター90cm以上、ロのエレベーター80cm以上 | （出入口の有効幅員）　　　　　　㎝ | 適否 |  |
| ２の(2)のニ　かご内に鏡を設置(２の(2)のロのエレベーターを除く。) | （設備の有無）有 ・ 無 | 適否 |  |
| ２の(2)のホ　かご外からかご内が確認可能 | （確認の可否）可能 ・ 不可 | 適否 |  |
| ２の(2)のヘ　かご内の側面に手すりを設置 | （設備の有無）有 ・ 無 | 適否 |  |
| ２の(2)のト　出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設置 | （機能の有無）有 ・ 無 | 適否 |  |
| ２の(2)のチ　かご内に停止予定階・現在位置の表示装置を設置 | （装置の有無）有 ・ 無 | 適否 |  |
| ２の(2)のリ　かご内に到着階、戸の閉鎖を音声で知らせる装置を設置 | （装置の有無）有 ・ 無 | 適否 |  |
| ２の(2)のヌ　かご内・乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置 | （装置の位置）適 ・ 不適 | 適否 |  |
| ２の(2)のル　かご内・乗降ロビーの制御装置(２の(2)のヌの制御装置を除く。)は視覚障がい者が円滑に操作可能 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ２の(2)のヲ　乗降ロビーの幅・奥行きはそれぞれ150cm以上 | （幅）　　　㎝（奥行き）　　　　　　㎝ | 適否 |  |
| ２の(2)のワ　停止階が3以上のエレベーターの乗降ロビーには、昇降方向を音声で知らせる装置を設置（かご内に出入口の戸が開いた時に昇降方向を音声で知らせる装置がある場合を除く。） | （装置の有無）有 ・ 無 | 適否 |  |
|  | (7)　傾斜路 | ２の(3)のイ　有効幅員は200cm以上（やむを得ない場合は100cm以上） |  | （有効幅員）　　　　　㎝ | 適否 |  |
| ２の(3)のロ　縦断勾配は5％以下（やむを得ない場合は8％以下） | (縦断勾配)　　　　　　 ％ | 適否 |  |
| ２の(3)のハ　横断勾配は設けない。 | （勾配）有 ・ 無 | 適否 |  |
| ２の(3)のニ　二段式の手すりを両側に設置 | （設備の有無）有 ・ 無 | 適否 |  |
| ２の(3)のホ　手すりの端部に、傾斜路の通ずる場所を示す点字を設置 | （点字）有 ・ 無 | 適否 |  |
| ２の(3)のヘ　路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ | （仕上げ） | 適否 |  |
| ２の(3)のト　傾斜路の勾配部分の識別が容易 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ２の(3)のチ　両側に立ち上げ・柵等を設置（側面が壁面である場合を除く。） | （講じた措置） | 適否 |  |
| ２の(3)のリ　傾斜路下面と歩道等の路面との間が250cm以下で、進入を防ぐため必要な場合は、柵等を設置 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ２の(3)のヌ　高さが75cmを超える傾斜路は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置 | （傾斜路の高さ)　　　　　 ㎝（踊り場の有無)有 ・ 無 | 適否 |  |
| (8)　階段自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造 | ２の(6)のイ　有効幅員は、150cm以上 |  | （有効幅員）　　　　　　㎝ | 適否 |  |
| ２の(6)のロ　二段式の手すりを両側に設置 | （設備の有無）有 ・ 無 | 適否 |  |
| ２の(6)のハ　手すりの端部に、階段の通ずる場所を示す点字を設置 | （点字）有 ・ 無 | 適否 |  |
| ２の(6)のニ　回り段を設けない（やむを得ない場合を除く。） | （回り段）有 ・ 無 | 適否 |  |
| ２の(6)のホ　踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ | （仕上げ） | 適否 |  |
| ２の(6)のヘ　階段の両側には立ち上げ・柵等を設置（側面が壁面である場合を除く。） | （講じた措置） | 適否 |  |
| ２の(6)のト　段が識別しやすく、段鼻の突き出し等つまずきの原因となるものがない。 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ２の(6)のチ　階段下面と歩道等の路面との間が250cm以下で、進入を防ぐため必要な場合は、柵等を設置 | （講じた措置） | 適否 |  |
| ２の(6)のリ　階段の高さが300cmを超える場合は、その途中に踊り場を設置 | （高さ）　 ㎝（踊り場の有無)有 ・ 無 | 適否 |  |
| ２の(6)のヌ　踊り場の踏幅は、直階段の場合は120cm以上、その他の場合は当該階段の幅員の値以上 | （階段の種類）直階段・その他（踏幅）　　 ㎝ | 適否 |  |
| (9)　屋外の車いす使用者用駐車区画、車いす使用者用停車施設及び(5)の通路には、屋根を設置 |  | （屋根）有 ・ 無 | 適否 |  |
| (10)　車いす使用者用駐車区画を設ける階に便所を設ける場合の構造 | イ　便所の出入口付近に、男女の区別・便所の構造を視覚障がい者に示すための点字による案内板等を設置 |  | （講じた措置） | 適否 |  |
| ロ　床の表面は、滑りにくい仕上げ | （仕上げ） | 適否 |  |
| ハ　男子用小便器は、両側手すりのある床置式・壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のもの）等を1以上設置 | （設置数)(便器形式)  | 適否 |  |
| ニ－(ｲ)(ﾛ)　1以上(男女の区別があるときは各1以上)の便所は、別表第２第１の５の(1)のイからホまで、並びに、別表第２第１の５の(6)のイ・ロに定める構造 |  |
| 第１の５の(１)イ～ホ | イ－１　車いす使用者が利用できる十分な空間(直径150cm以上の円の内接・便器前方に120cm以上の距離）の確保 |  | (内接円の直径)　　　　　 ㎝(便器の前方)㎝ | 適否 |  |
| イ－２　設備機器類を適切な位置・高さに配置(設置設備) (ｲ) 腰掛け便座 (ﾛ) 手すり(L字型手すり・可動式手すり) (ﾊ) 洗浄装置 (ﾆ) 鏡 (ﾎ) 洗面器 (ﾍ) 操作容易な水栓器具　(ﾄ) 非常通報装置　(ﾁ) 施錠装置　(ﾘ) ペーパーホルダー | (設置設備） |  |  |
| ロ－１　出入口の有効幅員80㎝以上 | （有効幅員） 　　　 ㎝ | 適否 |  |
| ロ－２　車いす使用者に支障となる段の禁止 | （段差処理） | 適否 |  |
| ハ　戸は自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過可能 | （開閉方法） | 適否 |  |
| ニ　出入口付近に多機能便房の表示 | （表示）有 ・ 無 | 適否 |  |
| ホ　洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保 | （高さ）　　 ㎝（下部空間の寸法）　　　 ㎝ | 適否 |  |
| 第１の５の(６)のイ・ロ | イ　汚物流し(既存便所の改修を行う場合等でやむを得ないときは簡易洗浄装置も可）を設置 | （設置設備）　　 | 適否 |  |
| ロ　便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備の表示 | （表示方法） | 適否 |  |
| ホ－１　多機能便房のある一般の便所には、次の洗面器を設置（第１の５の(4)） |  |
| 第１の５の(４) | イ　カウンター埋込み式又は手すりの設置 (多機能便房内に設けられた洗面器は除く。) |  | （構造） | 適否 |  |
| ロ　レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置 | （構造） | 適否 |  |
| ホ－２　多機能便房のない便所は、次に定める構造（第１の５の(2)及び(4)） |  |
| 第１の５の(２) | 各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上（男女用の区別があるときは各1以上）設置 |  | (設置数）　男子用　　女子用 | 適否 |  |
| 第１の５の(４) | イ　カウンター埋込み式又は手すりの設置 | （構造） | 適否 |  |
| ロ　レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置 | （構造） | 適否 |  |
| ５　移動等円滑化のために必要なその他の施設 |
|  | (1)(2)　案内標識 | (1)　交差点、駅前広場等必要がある箇所に、高齢者、障がい者等が日常生活・社会生活で利用する官公庁施設、福祉施設等及びエレベーター等の必要な施設の案内標識を設置 |  | （案内標識）有 ・ 無 | 適否 |  |
| (2)　案内標識には、点字、音声等で視覚障がい者を案内する設備を設置 |  | （視覚障がい者の案内設備）有 ・ 無 | 適否 |  |
| (3)(4)(5)　視覚障がい者誘導用ブロック | (3)　歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、自動車駐車場の通路の必要な箇所に設置 |  | (視覚障がい者誘導用ブロック）有 ・ 無 | 適否 |  |
| (4)　立体横断施設、自動車駐車場の階段、傾斜路、エスカレーターの上下端に近接する通路・踊り場に点状ブロックを設置 | (点状ブロック）有 ・ 無 | 適否 |  |
| (5)　色彩は原則黄色 | (ブロック）　　　　　　 色（周囲の床材）　　　 　 色 | 適否 |  |
| (6)　音声による案内設備 | 視覚障がい者のため、必要な箇所に音声により案内する設備を設置 |  | （設備の有無）有 ・ 無 | 適否 |  |
| (7) ベンチ及びその上屋 | 歩道等に適当な間隔でベンチ及びその上屋を設置（代替施設が既に存する場合、やむを得ない場合を除く。） |  | （ベンチ及びその上屋）有 ・ 無 | 適否 |  |
| (8)(9)　照明設備 | (8)　歩道等・立体横断施設に照明設備を連続して設置（夜間における路面の照度が十分に確保される場合を除く。） |  | （照明設備）有 ・ 無 | 適否 |  |
| (9)　乗合自動車停留所、自動車駐車場の必要な箇所に、照明設備を設置（夜間における路面の照度が十分な場合を除く。） | （照明設備）有 ・ 無 | 適否 |  |